

資料 6

平成 27 年度業績評価指摘事項の平成 29 年度事業計画における関連部分

I. 健康保険

評価項目	指摘事項	29 年度事業計画関連部分
1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	<p>■今後とも本部と支部との連携強化や事業所・加入者との連携、協力推進を積極的に進めるとともに、地域格差の要因となるデータ分析等を確実に実施する等、第3期のアクションプランの着実な運営により保険者機能を発揮されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (1)</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン (第3期)」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、各支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p>
(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	<p>■今後とも、医療費適正化計画に係る検討の場及び後発医薬品使用促進会議への参画を拡大するとともに、支部間格差の解消に向けた取組の充実を図られたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (4)</p> <p>ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を知り、サービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内に2回の通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施す</p>

		<p>る。</p> <p>また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。</p> <p>加えて、ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを引き続き実施するとともに、新たな施策を実施する。</p>
(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	<p>■支部間格差の要因分析ということを通じて格差の是正に積極的に取組み、引き続き目標達成に取り組まれない。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (4)</p> <p>ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを引き続き実施するとともに、新たな施策を実施する。</p>
(4) 地域医療への関与	<p>■今後は、人材育成と人員体制の強化により、各構想区域での会議参加を拡大して積極的な役割を發揮していくとともに、会議等で得た情報や意見を活かして諸施策に反映されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (2)</p> <p>都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に各種審議会に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用にも努める。また、都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、</p>

		それに基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。
(5) 調査研究の推進等	<p>■中長期的視点からの調査研究事業は、加入者の状況を的確に把握し、事業運営の質的向上と安定を図るうえで重要な役割を担っていることから、一層の事業の充実を図られたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (6)</p> <p>保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン(第3期)に沿って、中長期的な視点から、医療の質等の向上、効率化の観点を踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。</p> <p>また、保険者機能の発揮に向けて、平成28年度に導入したGIS(地理情報システム)の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する。</p>
(6) 広報の推進	<p>■今後も引き続き、事業者、加入者にわかりやすく、きめ細かな広報活動に取り組むとともに、休止しているメールマガジン等については、早期の回復と再開後の新たな取り組みを進められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (7)</p> <p>保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報について、タイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。</p> <p>さらに、協会の発信力を広げるため、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</p>
(7) 的確な財政運営	<p>■今後予想される厳しい財政状況の中で、引き続き中長期的に安定した保険財政運営に努めるとともに、医療費の適正化に向けた積極的な取組を</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (8)</p> <p>健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向</p>

	進められたい。	を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組などのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。
2. 健康保険給付等 (1) サービス向上のための取組み	<p>■引き続き、職員の研修の充実や業務・システム刷新の効果を十分に活かし、お客様満足度のアップ等のサービス向上に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (1) 加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックし、さらなるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査を実施し、その結果をもとに各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組む。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 2 (1) 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード (10 営業日) を定め、支部でその状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p>
(2) 窓口サービスの展開	<p>■窓口サービスの効率化及び申請・届書の郵送化率の向上に関する取組は高く評価する。引き続き、取組みを進められたい。</p> <p>■窓口の廃止により加入者の利便性が損なわれていないかどうか、引き続き注視することが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (3) 各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながら、効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。</p> <p>なお、年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、地域の特性、利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、サービスの低下とならないように配慮する。</p>
(3) 被扶養者資格の再確認	■今後も引き続き、日本年金機構と連携して、事業所への協力要請を行うとともに、事業主に対し	○事業計画Ⅱ. 2 (4) 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当

	て極力協力を得られるような仕組みをさらに検討されたい。	しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	■ 今後は、保険者として受診者と施術者に対して一層の適正受診の推進に努め、支部間格差をなくす等、引き続きその取組みを進められたい。	○ 事業計画Ⅱ. 2 (5) 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化	■ 今後も引き続き、不正請求については審査の適正化と厳格化をさらに推進し、経済的効果も勘案しつつ審査逃れをさせないよう、対策を進められたい。なお、不正請求防止のための取組が加入者にとって行き過ぎた申請窓口規制とならないよう留意することが必要である。	○ 事業計画Ⅱ. 2 (6) 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。 なお、本部では審査強化の支援として、資格取得直後に申請され、かつ標準報酬月額が高額な傷病手当金・出産手当金の支払済データを各支部に提供する。
(6) 海外療養費支給申請における重点審査	■ 今後も引き続き、不正請求の防止に向けて審査の適正化・強化に努めるとともに、受付件数や受	○ 事業計画Ⅱ. 2 (7) 海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更

	給決定件数が減少していることの要因分析が必要である。	に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。
(7) 効果的なレセプト点検の推進	<p>■ 今後は、社会保険診療報酬支払基金との連携を強化していくことで、さらに効果を上げるとともに、協会による再審査の効果額が横ばいであること、目標指標が未達成であることから、引き続き点検員研修の充実等により、スキルアップを図っていくことが必要である。なお、点検の外注化に関しては、内部の点検員に点検技術のノウハウが蓄積されるように留意すべきである。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2 (8)</p> <p>内容点検業務の一部について外部委託を引き続き全支部で実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額の更なる引き上げを行う。</p>
(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化	<p>■ 未回収の保険証が20万枚を超えていることから、事業主の責任もあるので、事業主に対して極力協力を得られるような仕組みをさらに検討する必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2 (9)</p> <p>日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会での回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。</p> <p>なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。</p>
(9) 積極的な債権管理回収業務の推進	<p>■ 債権回収率が昨年度を下回っており、さらなる対応の強化が必要である。また、資格喪失後受診</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2 (10)</p> <p>不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等</p>

	<p>による債権額が最も大きく、その受診防止の取組みを一層強化するとともに、現年度分債権の回収を促進して債権の長期滞留化を防ぎ、併せて過年度分債権の時効・消滅を回避する取組みを進める必要がある。</p>	<p>については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。なお、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。</p>
<p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p>	<p>■ 今後は、引き続き健康保険委員活動の強化に努めるとともに、健康保険制度について事業主の理解を得る取組みも進められたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2 (11)</p> <p>健康保険委員は、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応や健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。より一層、健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、協会は、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。</p> <p>また、これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員嘱者数の更なる拡大に努める。</p>
<p>3. 保健事業 (1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進</p>	<p>■ 今後は、保健事業が実効あるものとして継続していくために、本部の支援や情報の共有化、職員の研修等について、さらなる強化に努められたい。</p> <p>■ 各支部で取り組んでいる保健事業について、効果的に効果検証をするため、課題ごとに実施して</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1 (6)</p> <p>医療・介護に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部へ提供する各種情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 3</p>

	<p>いる解決策を類型化することが重要である。</p> <p>■また、データヘルス計画の推進については、事業所の理解を得て今後も推進すべき施策であることから、事業主へその重要性についてさらなる広報等が必要であり、事業主から被保険者や被扶養者への伝達も確実に行われるよう取組を進める必要がある。</p>	<p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 3(4)</p> <p>「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。</p>
<p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p>	<p>■今後は、被保険者・被扶養者に対して、特定健診・保健指導を受診することの大切さや保健事業の意義等についての意識啓発に一層努めるとともに、事業者健診データ取得について事業主の理解を得られるような仕組みを検討する必要がある。なお、特定保健指導のさらなる取組強化に向けては、保健師をはじめとする人員体制を検証し、継続的に対策を講じていくことが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3(1)</p> <p><被保険者の健診受診率向上に向けた施策></p> <p>未受診事業所には、これまでの通知・架電中心の勧奨に加え、外部委託を活用することで訪問による勧奨を強化する。健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。</p> <p><被扶養者の健診受診率向上に向けた施策></p> <p>地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。連携が図れない地域につ</p>

		<p>いては、協会主催の集団健診を実施するとともに、「オプション健診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 3(2)</p> <p>特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。</p> <p>さらに、保健指導効果の支部間格差に関する要因分析の結果を活用し、保健指導者の育成方法について見直しを進める。</p>
<p>(3) 各種業務の展開</p>	<p>■市区町村との協定締結は、国民健康保険との連携にもつながっていくものと考えられ、引き続き、地域の事業として提携を強めていく必要がある。</p> <p>■また、保険者協議会の役割は重要であり、それらが一体となり健全な保険業務の運営に携わり、国の大きな課題である制度維持に貢献するため、一層の充実を図る必要がある。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3(5)</p> <p>地方自治体との連携については、覚書・協定の締結等に基づく、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。</p>

II 船員保険

目	指摘事項	29年度事業計画関連部分
<p>1. 保険運営の企画・実施</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p>	<p>■今後も引き続き、日本の海上輸送、漁業など必要不可欠な産業領域で働く方々が健康で且つ安心して働ける環境整備のためにも、船員保険の構造的な特性やアンケート調査の結果も踏まえ、保健事業等の一層の充実を図ることが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3 (2)</p> <p>特定健康診査の受診率の向上を図るため、これまで取り組んできた健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化の取組みを推進し、効果的な実施を図る。</p> <p>① 生活習慣病予防健診の実施機関数の増加に努めるほか、GIS (地理情報システム) を活用した分析結果等に基づき、巡回健診の必要性の高い地域に優先的に健診車を配置するなど、受診者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、健診受診率及び満足度の向上を目的としたアンケート結果等を踏まえて、健診費用の自己負担の軽減及び検査項目の追加を検討する。</p>
<p>(2) 情報提供・広報の充実</p>	<p>■今後は、加入者および船舶所有者に対するアンケートはがきで把握した広報内容に関する評価や意見等を活用し、内容を一層充実させていくとともに、引き続き、関係団体と連携して、紙媒体の機関誌でも情報提供を行っていくことが重要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (2)</p> <p>利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。</p> <p>① 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。</p> <p>② 船員保険の運営状況等について理解を深めていただく</p>

		<p>ため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。</p> <p>③ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。</p> <p>④ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。</p>
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	<p>■今後も引き続き、ジェネリック医薬品軽減額通知の拡大等に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (3)</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、通知対象者の一層の拡大を図った上で、年2回の通知を継続するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出ただけに利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配付する。</p> <p>加えて、被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者の使用促進に向けて、被扶養者へ直接案内を送付する軽減額通知サービス等の機会を活用して効果的な広報を実施する。</p>
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保	<p>■着実な財政運営を行っていることは評価するが、引き続き安定的な財政運営を行うためには、基本的には医療費適正化対策やヘルス事業の推進などの取組みが必要であり、今後とも総合的な取組みの推進が必要である。なお、準備金の運用については、今後も健全かつ安定的な管理運用に</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (4)</p> <p>中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。</p>

	<p>努める必要がある。</p>	<p>また、船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況については、定期的に船員保険協議会において報告する。</p>
<p>1. 船員保険給付等の円滑な実施 (1) サービス向上のための取組み</p>	<p>■今後も加入者の意見を適切に把握した上でサービス改善を図り、顧客満足度の向上に努めることが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (1)</p> <p>① 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。</p> <p>② 職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。</p> <p>③ 申請書等の様式や記載要領等について、加入者等からみてわかりやすいものとなるよう、改善に努めるとともに、簡素化を図る。</p>
<p>(2) 高額療養費制度の周知</p>	<p>■今後も引き続き、広報活動の強化と支給申請勧奨に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (2)</p> <p>① 平成 29 年 8 月及び平成 30 年 8 月に 2 段階で実施される、70 歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。</p> <p>② 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者</p>

		に対し、支給申請の勧奨を行う。
(3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨	■今後も引き続き、制度のお知らせや申請勧奨に努められたい。	○事業計画Ⅱ. 2(3) 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する、申請勧奨を漏れなく実施し、その着実な支給を図る。
(4) 保険給付等の業務の適正な実施	■今後も引き続き、柔道整復施術療養費の文書照会等による不正請求防止への取組みを行う等、保険給付等の業務の適正な実施に努められたい。	○事業計画Ⅱ. 2(4) ① 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。 ② 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。 ③ 柔道整復施術療養費については、多部位かつ頻回の申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
(5) レセプト点検の効果的な推進	■今後も引き続き、審査体制の充実を図り、さらに点検効果を高めるよう努められたい。	○事業計画Ⅱ. 2(5) 自動点検システムを活用し、東京支部との連携の下、効率的

		なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知見・査定事例の共有化を推進し、点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。
(6) 被扶養者資格の再確認	■被扶養者資格の再確認業務に熱心に取り組んでいることは評価するが、昨年度とほとんど実績が変わっていない。今後は、船舶所有者への働きかけをさらに強化し、適正化に努められたい。	○事業計画Ⅱ. 2 (6) 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。
(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制および早期回収	■今後は、過年度債権及び継承分を含めた債権の早期回収の強化を図られたい。	○事業計画Ⅱ. 2 (7) 債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失された方からの保険証回収について、文書等による催告などを通じて回収を促進する。 また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。
2. 保健事業の推進、強化 (1) 保健事業の効果的な推進	■今後も引き続き、被保険者（船員）の特性に対応した取り組みの推進に努められたい。	○事業計画Ⅱ. 3 (1) 船員保険データヘルス計画について、加入者のメタボリスク保有率及び喫煙率の減少という目標の達成に向け、取り組みを着実かつ効果的に実施する。 また、第二期特定健康診査等実施計画を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図る。 加えて、健診データ及びレセプトデータ等の分析結果を踏

		<p>まえ、30年度からの第二期船員保険データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画を一体的に策定する。</p>
<p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化</p>	<p>■被保険者及び被扶養者の健診実施率、特定保健指導実施率は継続的に伸びており、取組みの実績としては評価するが、被扶養者の特定健診実施率を除くといずれも目標値に達していない。今後は、さらに実施率の向上を図るため、持続的な改善の取組みが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3(2)</p> <p>特定健康診査の受診率の向上を図るため、これまで取り組んできた健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化の取組みを推進し、効果的な実施を図る。</p> <p>① 生活習慣病予防健診の実施機関数の増加に努めるほか、GIS(地理情報システム)を活用した分析結果等に基づき、巡回健診の必要性の高い地域に優先的に健診車を配置するなど、受診者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、健診受診率及び満足度の向上を目的としたアンケート結果等を踏まえて、健診費用の自己負担の軽減及び検査項目の追加を検討する。</p> <p>② 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、特定健康診査に代えて生活習慣病予防健診の受診を可能とし、健診の利用促進を図る。また、受診券の送付時に、特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を行う。併せて、被扶養者が多く居住している市町村と協議のうえ、特定健康診査とがん検診の同時受診ができる機会を増やす。</p> <p>なお、利用手続きを簡便化するため、健診等の案内とともに直接受診券を送付し、被扶養者については、その自宅(被保険者宅)へ直接送付する。</p> <p>③ 生活習慣病予防健診の未受診者及び船舶所有者に船員</p>

		<p>手帳健康証明書データの提出依頼を引き続き行うほか、船員手帳健診受診後、早期に提出いただく取組みを推進する。また、船員手帳健診実施機関から直接健診データの提供を受けられるよう必要な環境整備を図る。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 3 (3)</p> <p>特定保健指導の実施に当たっては、保健指導の実施体制を拡充するほか、特定保健指導を全国的に実施する事業者を活用した事業所訪問による保健指導を更に推進し、特定保健指導利用者の拡大を図る。</p>
<p>(3) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進</p>	<p>■今後も引き続き、加入者の健康増進等を図るための取組みの推進に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3 (4)</p> <p>① 加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病のリスクがある方に対して、医療機関への受診勧奨、再検査・精密検査の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨、禁煙支援に関する情報提供を行う。</p> <p>なお、船員手帳健康証明書データ提供者に対しては、健康づくりに関する情報提供等を行うことにより健康意識を高めるきっかけづくりになるよう努める。</p> <p>② 健診データの分析結果等に基づき、船舶所有者ごとに加入者の健康状況について取りまとめた、いわゆる事業所カルテを活用して、健康づくり意識の醸成をめざした</p>

		<p>取組み（コラボヘルス）につなげる。</p> <p>③ 船員労働の特殊性を踏まえた健康づくりに関するリーフレット等の配付や、ホームページへの健康情報の掲載等を通じて、加入者の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりを支援する。</p> <p>④ 関係団体等と連携の下、労使関係団体等による研修会や船員労働安全衛生月間におけるイベント等の機会に、保健師等の専門家を講師として派遣し、健康問題について理解、学習いただく、出前健康講座等を積極的に推進することを通じて、船舶所有者等における、加入者の健康づくりの取組みを支援、促進する。</p> <p>⑤ 船員教育機関の協力を得て、セミナー講師を船員養成校等に派遣し健康に関する特別講義を開催するなど、若年層に向けた健康づくりの啓発等を行い、若いうちからの健康意識の醸成を図る。</p> <p>⑥ 地方自治体等が開催する海事イベント等に参加し、直接加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深め、船員保険の健康づくり等の取組みを広く発信する。</p>
4. 福祉事業の着実な実施	<p>■今後も引き続き、福祉事業の着実な実施に取り組まれない。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4</p> <p>船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚</p>

		<p>生の向上を図る。</p> <p>(1) 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業については、実施主体である横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院と連携を図るなど、事業の円滑かつ着実な実施に努める。</p> <p>(2) 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直し等を行いつつ、利用者数の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施を図る。併せて、さらなる周知に努め、利用者の拡大を図る。</p> <p>特に、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した保養事業については、新たに船員保険部のホームページから宿泊費の補助を受けるための申請が行えるようにするとともに、年度上限宿泊数を2泊から4泊に引き上げる。</p>
--	--	--

Ⅲ 組織運営及び業務改革

評価項目	指摘事項	29年度事業計画関連部分
1. 組織運営及び業務改革 (1) 新しい業務・システムの定着	<p>■今後も引き続き、新たな業務・システムの定着と、加入者へのサービス提供及び効率的な業務の推進に向けて、現場サイドの声に耳を傾け改善を進めながら、本部・支部が一体となった運営に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (3)</p> <p>各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改革・改善を実現していくため、地域ごとに支部が中心となった業務改革会議等を実施する。</p> <p>業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。</p>
(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革	<p>■今後も引き続き、P D C Aサイクルの中で組織運営の見直しについても実施し、職員のやる気をさらに喚起できる制度の構築に向けて取組まれたい。</p> <p>■また、情報セキュリティの遵守は一層重要となることから、全職員のセキュリティ意識の一層の向上を図るとともに、当該対策の技術的な対応策をさらに検討し、効率的な業務運用に支障がないよう改善に努めることが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (1)</p> <p>① 組織運営体制の強化</p> <p>本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>② 実績や能力本位の人事の推進</p> <p>協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p>

		<p>⑤ リスク管理</p> <p>リスク管理については、大規模自然災害が発生した場合であっても、協会事業の継続・早期の復旧を図るため、引き続き事業継続計画の整備を進める。</p> <p>また、自然災害以外のリスクも含め、事態が深刻化した場合に想定される被害が大きく、かつ協会に脆弱性のあるリスクを洗い出し、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を検討する。</p> <p>さらに、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施するなど、危機管理体制の整備を進める。</p>
(3) 人材育成の推進	<p>■今後も引き続き、保険者機能の強化等に向け、職員の意欲やスキルアップ等に効果のある重層的な研修の充実を図りたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (2)</p> <p>「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。</p> <p>「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。</p> <p>また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施するとともに、支部の実情に応じて研修テーマを設定できる支部研修の充実を図る。</p> <p>その他、オンライン研修の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図り、自己啓発に対する支援を行う。</p>
(4) 業務改革・改善の推進	<p>■業務改革としての定型的事務の集約化・アウトソースが、結果的に業務やサービスの質の低下に</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (3)</p> <p>各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改</p>

	つながることのないよう適宜検証するとともに、引き続き、事務処理誤りゼロを目指して取組まれない。	<p>革・改善を実現していくため、地域ごとに支部が中心となった業務改革会議等を実施する。</p> <p>業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。</p>
(5) 経費の節減等の推進	<p>■今後も引き続き、当該取組みを推進するとともに、システム構築等の高額な契約に関し、その構築に過誤があれば、業務の遅滞を招くことから、賠償制度の整備と実際の請求方式等について検討されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (4)</p> <p>引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p> <p>調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
<p>2. その他</p> <p>(1) 事業主との連携・連携強化への取組み</p>	<p>■今後は、さらに事業主が医療保険の主体としての意識を持つような取組みを推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3 (5)</p> <p>「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。</p>